

令和8年度愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ改訂等委託業務に係る仕様書

1 業務の目的

令和4年度に作成した県内での空飛ぶクルマによる人の輸送を開始することを目指した愛媛県「空飛ぶクルマ」のロードマップ（以下、「県版ロードマップ」という。）について、機体開発や型式証明等の最新の状況や、2025 大阪・関西万博後の「空の移動革命に向けたロードマップ」（以下、「国ロードマップ」という。）の改訂などの国の動向を踏まえ、本県においても、国の指針及び関連施策との整合を図りつつ、改訂を行う必要が生じたことから、観光振興、地域活性化、災害救助、地域内及び広域移動の利便性向上等の用途での「空飛ぶクルマ」の活用に向けて必要な検討を行い、実装に向けた県版ロードマップ改訂案を作成する。

2 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

3 委託料（上限）

1,200,000円（消費税及び地方消費税含む）

4 業務内容

（1）国内の空飛ぶクルマに関する動向整理

空飛ぶクルマに関する国内の動向について、大阪・関西万博後に愛媛県が取り組むべき問題・課題などに着目し、公開されている情報を収集し整理する。

なお、整理を行う動向は主として下記事項を想定している。

- ① 空の移動革命に向けた官民協議会
- ② 空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル
- ③ その他、他の自治体の動向や民間の先進的な取組みなど県版ロードマップ改訂に有用な情報

（2）関係者ヒアリング

空飛ぶクルマの社会実装に取り組んでいる周辺自治体（香川県、大分県等）や、「愛媛県における空の移動革命実現に向けた推進ネットワーク」（以下、「推進ネットワーク」）の会員など、県内での社会実装に関心を有する事業者等に対し、ヒアリングを実施する。

また、ヒアリング結果から、愛媛県が今後取り組むべき課題、役割及び実装に向けた条件等を整理し、県版ロードマップに反映すべき項目の抽出を行う。

（3）県版ロードマップ改訂案の作成

(1) 及び(2)の結果を踏まえ、愛媛県における空飛ぶクルマの導入及び社会実装に向けた県版ロードマップ改訂案を作成する。

作成にあたっては、空の移動革命に向けた官民協議会が策定している国ロードマップとの整合性を確保した上で、愛媛県の地域特性及び広域連携の可能性等を踏まえ、空飛ぶクルマの社会実装の実現に必要な環境整備、関係主体の役割分担及び段階的な実施時期を整理するものとする。

また、可能な限り推進ネットワークの取組みを踏まえつつ、官民共創により実装に向けて展開していきけるよう効果的な県版ロードマップの改訂時期・公表方法等について検討すること。

5 成果品

成果品は次のとおりとする

- | | | |
|--------------------------------|--------|----|
| (1) 調査報告書 | A 4判製本 | 2部 |
| (2) 調査報告書(データを格納したDVD-R等の電子媒体) | | 1部 |

なお、成果品については、今後の県担当者による改訂作業等が容易な形式(パワーポイント等)とすること。

6 著作権

本委託業務に係る作成物等の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。調査報告書に他の個人・団体等の著作に係る文献資料等を用いる場合は、著作権侵害等に注意し、受託者において著作権者の了解等を得た上で出典等を明記すること。

7 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、手法や内容について委託者と十分に協議し進めること。
- (2) 委託者は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- (3) 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議し、その指示の下、業務を円滑に遂行すること。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法(平成15年法律第57号)及び別紙「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所等が発見された場合は速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用はすべて受託者の負担とする。
- (6) その他定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。